

未収債権の目標及び具体処理策

所属(課又は担当): 東成区役所市民協働課

1. 債権名及び整理番号(債権区分)

区役所附設会館使用料【東成区】	整理番号	1	区分:	公債権(強制徴収できない)
-----------------	------	---	-----	---------------

2. 未収金残高の推移(目標)

27実績	—	円	28実績	—	円
29目標	—	円	29実績	10	円
			30目標	10	円

3. 徴収率及び整理率(不納欠損・調定変更)の実績及び目標

現年度	徴収率	27実績	—	28実績	—	29目標	—	29実績	—	30目標	—
	整理率	27実績	—	28実績	—	29目標	—	29実績	—	30目標	—
過年度	徴収率	27実績	—	28実績	—	29目標	—	29実績	0.0%	30目標	0.0%
	整理率	27実績	—	28実績	—	29目標	—	29実績	0.0%	30目標	0.0%

4. 29年度決算での未収金残高の状況

(件数、金額、債務者数(実人数))	29年度賦課分	合計	2 件	10 円	2 人
	28年度以前賦課分		2 件	10 円	
回収債権	計	0 件	0 円		
①処分したもののうち、換価前のもの		件	円		
②分納誓約・徴収猶予等		件	円		
③交渉中		件	円		
整理債権	計	2 件	10 円		
④処分したもののうち、換価残で履行見込みのないもの		件	円		
⑤執行停止・徴収停止等の決定を行ったもの		2 件	10 円		
⑥時効年限を経過したもの		件	円		
⑦生活困窮状態で履行見込みのないもの		件	円		
⑧当該債権について破産による免責決定があるもの		件	円		
⑨相続人が限定承認しており、相続財産価額が少額であるもの		件	円		
⑩死亡・行方不明等で徴収見込みのないもの		件	円		

5. 29年度の目標達成状況及び取組内容の検証など

○目標達成状況(未収金残高)

目標達成状況(現年度+過年度)		
	うち現年度	うち過年度

- A: 目標を達成
- B1: 目標を達成できなかった(取組は予定どおり実施)
- B2: 目標を達成できなかった(取組を予定どおり実施しなかった)

○現年度の取組内容の検証など

29年度 取組内容	29年度 取組実績
—	—



課題	改善策
—	—

○過年度の取組内容の検証など

29年度 取組内容	29年度 取組実績
本市債権管理・回収アドバイザーの意見を聴取。	その意見を踏まえ、地方自治法施行令第171条の5第3号及び大阪市未収債権管理事務取扱規則第8条に基づき、徴収停止を実施。



課題	改善策
—	—

6. 30年度の取組内容 (5. 「29年度の目標達成状況及び取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること)

<p>○現年度分</p> <p>—</p>
<p>○過年度分</p> <p>未徴収となっている本債権は、地方自治法施行令第171条の5第3号及び大阪市未収債権管理事務取扱規則第8条に基づき、徴収停止を行っている。</p> <p>本債権の時効期間は地方自治法第236条により5年であり、今後、時効が完成するものについて、不納欠損処理を行う。</p>

(参考)29年度実績及び30年度目標の他都市比較(未収金残高1億円以上の債権のみ)